

## 所有者不明土地問題解決に向けての決意

国土交通省では、毎年10月を「土地月間」、10月1日を「土地の日」と定め、土地政策の普及・啓発活動を展開しています。

我が国の土地政策の喫緊の課題は、「所有者不明土地問題」です。その対応として令和2年4月に施行された改正土地基本法では、基本理念において、土地の適正な「利用」に加えて、適正な「管理」の必要性が明示されました。そして、土地所有者等に対しては、登記等権利関係及び土地（所有権）の境界の明確化が求められています。これを受けて民法・不動産登記法が改正され、令和6年4月1日からは相続登記の申請が義務化されます。また、「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」も創設され、所有者不明土地の発生防止及び解消に向けた新たな制度が着々と施行されていきます。

私たち司法書士は登記・財産管理・裁判事務の専門家です。所有者不明土地の発生防止及び解消に向けた制度が大きく変わる中で、この問題解決の担い手として指名を受けたと考えます。

静岡県司法書士会では、これまでも所有者不明土地問題に注目し、研鑽を重ね、行政と連携するなど問題の解消に向けた活動を続けてきました。今後はこれまで以上に相続登記の促進のための相談会の開催、市民の方々の相続登記促進の意識の醸成を図る広報、発生防止及び解消に伴う様々な関連事件に対応できる能力の研鑽、行政との連携などを関連団体とともに展開し、所有者不明土地問題解決の担い手として邁進する所存です。

令和4年10月1日

静岡県司法書士会

会長 白井聖記